

## ローゼンヴィラ藤原指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「法人」という。）が運営する特別養護老人ホーム ローゼンヴィラ藤原（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 事業所は、利用者の家族との連携を図るように努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う様に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム ローゼンヴィラ藤原
- (2) 所在地 千葉県船橋市藤原8-17-3

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名（ユニット型と兼務可）  
事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。  
また、職員に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医 師 1名（非常勤・ユニット型と兼務可）  
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生 活 相 談 員 1名以上（ユニット型と兼務可）  
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

- (4) ケアスタッフ 18名以上  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 3名以上（ユニット型と兼務可）  
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 1名（ユニット型と兼務可）  
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導及び栄養管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上  
利用者が、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

2 前項各号に掲げる職員は、指定短期入所生活介護事業と兼務とする。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、20人(空床利用あり)とする。ただし、指定短期入所生活介護事業に係る定員と合わせた定員とする。

（通常の送迎の実施地域）

第6条 通常の送迎の実施区域は、船橋市（馬込町、馬込西、藤原、上山町、丸山、行田町、行田、前貝塚町、旭町、古作町、古作、夏見台）・市川市（柏井町、北方町、大野町、南大野、奉免町）・鎌ヶ谷市（馬込沢、中沢、北中沢、東中沢、道野辺、西道野辺、東道野辺、道野辺中央）の区域とする。

（事業の基本取扱方針）

第7条 事業所は、サービスの提供に当たり、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

- 2 事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治医または歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図る。
- 3 事業所は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とすることを常に意識する。
- 4 事業所は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法でサービスを提供する。
- 5 事業所は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図る等の方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働きかけをする。

（サービスの具体的取扱方針）

第8条 サービス提供に当たっての具体的取扱方針は、第2条に規定する運営方針及

び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによる。

- (1) サービスの提供に当たっては、主治医または歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。
- (2) 事業所は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービス目標、その目標を達成するための具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する。
- (3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成する。
- (4) 事業所は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、同意を得なければならない。
- (5) 事業所は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、これを利用者に交付しなければならない。
- (6) サービスの提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- (7) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。

#### (介護)

第9条 介護は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者に入浴を行うか、または清しきを行う。
- 3 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行う。
- 4 事業所は、利用者がおむつを利用せざるを得ない場合には、これを適切に取り替える。
- 5 事業所は、利用者に対して離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行う。
- 6 事業所は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 事業所は、利用者に対して、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

第10条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

2 事業所は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援する。食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

- (1) 朝食 8時00分
- (2) 昼食 12時00分
- (3) 夕食 18時00分

(栄養管理)

第11条 事業所は、利用者の病状等に応じて、医師からの食事せんが出されている場合には、当該食事せんに基づく療養食を次のとおり提供するものとする。

- 一 糖尿病食
- 二 腎臓病食
- 三 肝臓病食
- 四 胃潰瘍食
- 五 貧血食
- 六 すい臓病食
- 七 脂質異常食
- 八 痛風食
- 九 特別な場合の検査食

(機能訓練)

第12条 事業所は、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第13条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(相談及び援助)

第14条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行う。

(その他のサービスの提供)

第15条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るように努める。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第16条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(サービス提供拒否の禁止)

第17条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第18条 事業所は、利用申込者に対して自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第19条 事業所は、サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定期間を確認する。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、これに配慮してサービスの提供を行う。

(要支援認定の申請に係る援助)

第20条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているか確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるように援助する。

(心身の状況等の把握)

第21条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業

者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第22条 事業所は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、これに沿ったサービスを提供する。

(サービス提供の記録)

第23条 事業所は、サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者によって代わって支払いを受ける介護予防サービス費等の額その他必要な事項を利用者の介護予防サービス計画に記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。

2 事業所は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法等により、その情報を利用者に対して提供する。

(利用開始及び終了)

第24条 事業所は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者に対してサービスを提供する。

2 事業所は、介護予防支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助をする。

(利用料その他の費用の額)

第25条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 事業所は、提供したサービスのうち次に掲げるものについては、その費用の全額を徴収する。金額については別表 1-1 に定める金額とする。ただし、介護保険負担限度額認定証等を提示された場合においてはこの限りではない。

(1) 居室の形態に応じた滞在費

(2) 食事の提供に要する費用

4 事業所は、前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。金額については別表 1-2 に金額とする。

5 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、文書にて利用者の同意を得ることとする。

(身体的拘束の禁止)

第 26 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者またはその他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、身体的拘束を行う場合は、その態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 事業所は、サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（オンライン等）を活用して行い他職種にて 3 か月に 1 回開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。（身体拘束適正化委員会）

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時開催すると共に、年 2 回の研修を実施する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 27 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(利用者に関する市町村への通知)

第 28 条 事業所は、サービスの提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、または要介護状態になったと認められるとき

(2) 偽りその他不正な行為により保険給付を受け、または受けようとしたとき

(緊急時における対応方法)

第29条 事業所は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第30条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、介護職員その他の職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上及び新規採用時に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第31条 事業所は、利用者に対して、適切なサービスを提供できるよう、職員等の勤務体制を定める。

- 2 事業所は、職員等の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。
  - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
  - (2) 継続研修 年2回以内
- 3 事業所は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていく為、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修の受講を義務付ける。

(定員の遵守)

第32条 事業所は、第5条に規定する利用者数以上の利用者に対して同時にサービスの提供は行わない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(地域等との連携)

第33条 事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第34条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの事業所職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

- 2 利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当っては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。
- 3 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については契約書及び重要事項説明書に明記し利用者に説明するものとする。

(非常災害対策)

第35条 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員並びに利用者及びその家族等に周知する。

- 2 事業所は、非常災害に備え、年2回、避難、救出その他必要な研修・訓練を行う。
- 3 事業所は、地震その他の非常災害に備え、事業所の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前項に規定する訓練の実施に当たって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第36条 事業所は、職員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

- 2 事業所は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は入居者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ随時開催する。
- 4 事業所は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して年2回及び新規採用時に研修・訓練を行うものとする。

(記録の整備)

第37条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
  - (1) 介護予防短期入所生活介護計画
  - (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
  - (3) 身体的拘束等の態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 市町村への通知に関する記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況及びその際に採った処置についての記録

(掲示)

第38条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代える事が出来る。

(秘密保持等)

第39条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、事業所の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書にて得るものとする。

(広告)

第40条 事業所は、広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとしなない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第41条 事業所は、介護予防支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第42条 事業所は、提供したサービスに対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その内容を記録する。

3 事業所は、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合には、これに従って必要な改善を行う。

- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、その改善の内容を市町村に報告する。
- 5 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、その指導または助言を受けた場合には、これに従って必要な改善を行う。
- 6 第4項の規定は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合に準用する。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第43条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及びその際に採った処置についての記録をする。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故発生の防止のため委員会(オンライン等)及び職員に対する研修を新規採用時開催すると共に、年2回の研修を実施する。
  - (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するため安全対策担当者を配置する。

(虐待の防止)

第44条 事業所は、『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』の趣旨に則り、利用者への虐待を未然に防止するために、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を講じる委員会の設置を行う。
- (2) 虐待防止のための指針の策定と従業者への周知を行う。
- (3) 虐待防止のための研修を新規採用時開催すると共に、年2回の研修を実施する。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための責任者の配置を行う。

(会計の区分)

第45条 事業所は、サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(その他運営に関する重要事項)

第46条 この規程及び「船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年船橋市条例第61号)に定める事項ほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

平成27年	8月	1日	一部改正	
平成28年	11月	1日	一部改正	
令和	元年	10月	1日	一部改正
令和	2年	4月	1日	一部改正
令和	4年	4月	1日	一部改正
令和	4年	9月	1日	一部改正
令和	6年	4月	1日	一部改正
令和	7年	4月	1日	一部改正
令和	7年	9月	1日	一部改正

別表 1 - 1

介護サービスの提供に要するサービス一覧表

令和 7 年 9 月 1 日現在

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
居室の形態に応じた居住費	当施設をご利用されるご利用者へ居室（ベッド）を提供いたします。	多床室 1,100 円
食費	当施設をご利用されるご利用者へお食事・おやつ・飲み物を提供いたします。	朝食 500 円 昼食 700 円 夕食 700 円

(注) 制度改正・価格上昇及び消費税等により金額の変動有り

(注) 介護保険負担限度額認定証等を提示された場合においてはこの限りではない

別表 1 - 2

サービスの提供に要する有料サービス一覧表

令和 7 年 9 月 1 日現在

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
複写物交付サービス	当施設の資料が必要な場合、コピー機にて複写物を交付いたします。但し、A4サイズを基本といたします。 (財務諸表類、事業計画書、実績報告書など)	1 枚 20 円
各種証明書交付サービス	当施設が交付する証明書などが必要な場合にご利用いただけます。 ① 在籍証明、同一生計証明書、サービス提供証明書 ② 医療費控除確定申告用領収書	① 1 枚 300 円 ② 1 枚 750 円
外来者食事サービス	ご家族や当施設ご来館の方へ、お食事を提供いたします。(食材の状況により提供できない場合があるため要相談)	朝食 500 円 昼食 700 円 夕食 700 円
対象エリア外サービス	通常の事業の実施区域を越えてサービスの提供をいたします。送迎実施区域を越えた地点より料金が発生します。	1 km 300 円

(注) 価格上昇及び消費税等により金額の変動有り